

第 2 期寝屋川市子ども・子育て支援事業計画の作成について

1 計画作成の目的

子ども・子育て支援法第61条の規定に基づき、本市の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業（延長保育事業等）の量の見込み及び確保方策（提供量）等を定めた「子ども・子育て支援事業計画」の作成が義務化されています。

現計画の計画期間は令和元年度で終了することから、令和2年度から5年間の次期計画（第2期計画）を今年度に作成します。

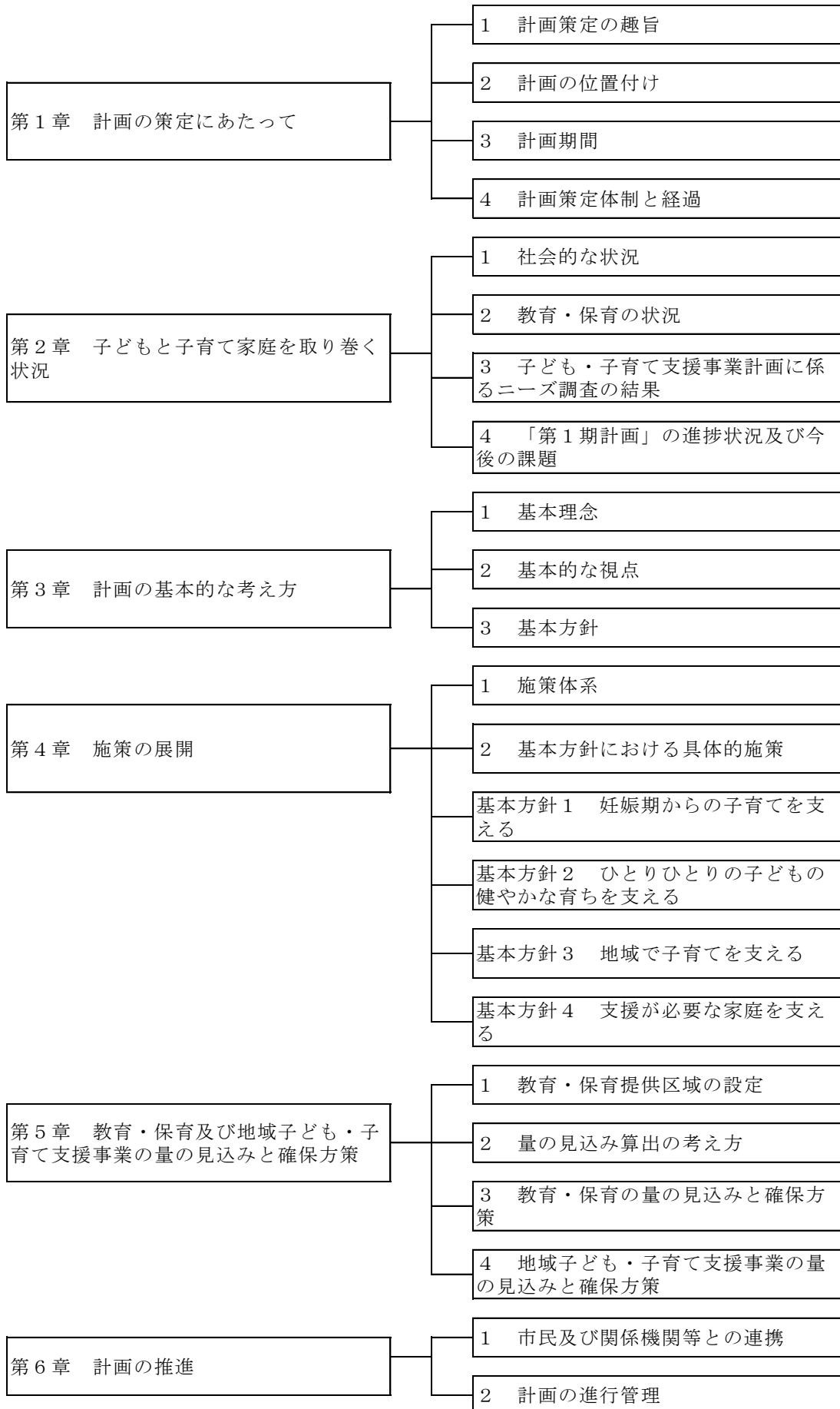
計画の作成に当たっては、国の手引き等を基に、平成30年度実施の市民ニーズ調査結果により算出された量の見込みを子ども・子育て会議での御審議、及び、パブリック・コメントの実施により計画を作成します。

2 スケジュール（案）

※ 現時点での案であり、変更する場合があります。

7月30日	第1回子ども・子育て会議 量の見込み及び確保方策の考え方 等
10月開催予定	第2回子ども・子育て会議 ・量の見込みと確保方策 ・計画素案の検討 等
11月開催予定	第3回子ども・子育て会議 計画素案修正点の確認、パブリック・コメントについて 等
12月～1月	パブリック・コメントの実施
3月開催予定	第4回子ども・子育て会議 ・パブリック・コメント実施結果の報告 ・計画書作成の報告 等
令和2年度	第2期計画スタート

3 【参考】寝屋川市子ども・子育て支援事業計画（章立て）



4 【参考】寝屋川市子ども・子育て支援事業計画（施策体系）

【基本理念】

【基本方針】

【具体的施策の方向】

